

北九州市環境影響評価条例の改正について (答申案)

北九州市環境審議会

はじめに

当審議会は、平成 24 年 8 月 24 日付、北九環監保第 851 号「北九州市環境影響評価条例の一部改正について」による諮問を受け、これまでの北九州市環境影響評価条例(以下「条例」という。)の施行状況や環境影響評価法の改正の内容、他都市の環境影響評価条例改正の状況などを勘案して、改正すべきことや新たに加えるべきことについて審議を行った。

条例の施行から 13 年が経過する中で、条例の施行を通じて浮かび上がってきた課題に対応するとともに、環境問題の多様化に伴い、今後、市民の意識が一層高まることが想定されることから、環境未来都市にふさわしく、より効果的な条例となるよう、本答申の趣旨を踏まえ、早急に対応するよう期待する。

1 環境影響評価制度の概要

環境影響評価(環境アセスメント)とは、大規模な土地開発や施設建設等の事業の実施に当たり、事業者が予め、その事業による環境への影響を調査、予測及び評価し、その結果を公表して市民、行政などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からより良い事業計画を作り、影響を確認しながら事業を進めていく制度をいう。

2 背景

(1) 環境影響評価法

国における環境影響評価制度は、平成 9 年に環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。)が制定されたことにより、それ以前の行政指導に基づく環境影響評価から、法制度として初めて確立された。

平成 11 年の法の完全施行から現在までの 10 年以上にわたる法の運用実績から明らかになってきた課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、情報技術の進展等の社会情勢の変化に対処する必要性が生じたことから、平成 23 年に法改正が行われた（平成 23 年 4 月 27 日公布、平成 25 年 4 月完全施行予定）。

< 改正環境影響評価法の概要 >

今回、改正された環境影響評価法（以下「改正法」という。）では、可能な限り早期の段階から環境保全について検討を行い、事業に反映していくための仕組みとして、方法書の作成前に、対象事業に関する位置・規模や施設の配置・構造等の計画の立案段階において環境の保全のために配慮すべき手続き（配慮書手続き）が創設された。

また、環境影響評価の手続きにおいて、環境の保全の見地からの意見を有する者が、居住地域に限定されることなく環境影響評価図書（方法書、準備書、評価書）を確認することができるよう、インターネットの利用その他の方法による公表が義務づけされた。

さらに、方法書の説明会の開催や方法書の内容をわかりやすく周知するための要約書の作成など、より多くの関係者との情報交流を促進するための規定が設けられたところである。

（ 2 ）北九州市環境影響評価条例

本市では、法の制定を踏まえ、法の対象とされていない事業や法の規模要件を下回る事業についても、環境影響評価手続きの対象とするため、平成 11 年に条例を制定し、法と条例を一体的に運用することで、環境保全に一層配慮した事業の実施を確保してきた。

これまでの本市における環境影響評価の実施状況は平成 23 年度末現在で法対象事業が 2 件、条例対象事業が 12 件である。

条例については、施行から 13 年が経過し、法と同様に社会情勢の変化への対応や、法との整合を図ること等が必要となっており、改正が必要となっている。

条例改正に係る基本的な考え方

1 計画段階環境配慮書手続きの新設

(1) 事業の早期段階からの環境配慮の必要性

現行の条例は、事業の枠組みが決定された段階、いわゆる「事業の実施段階」から手続きが開始される仕組みとなっている。事業の実施段階で行われる環境影響評価は、事業の実施に係る環境の保全に効果を有する一方、既に事業の枠組みが決定されているため、環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難な場合がある。

このため、可能な限り早期の段階（事業の計画段階）において、環境保全の見地から検討を行い、事業に反映していく制度を設けることが必要である。

(2) 計画段階配慮事項の検討

事業者は、事業計画の策定にあたり、あらかじめ、計画段階における事業の位置・規模又は施設の配置・構造等の決定に当たり適切な複数案を設定し、当該複数案における環境保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）について検討すべきである。

しかし、事業の種類や特性、実施主体などにより、計画段階配慮事項の検討内容が異なることから、個々の事業に応じた柔軟な対応が行えるような仕組みとすべきである。

(3) 調査・予測・評価の手法等

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法等は、環境大臣が定める基本的事項や主務大臣が定める主務省令に沿って、北九州市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）で定めるべきである。このため、条例改正後に、速やかに技術指針の改定を行う必要がある。

なお、事業者の負担軽減の観点から、計画段階配慮事項に係る調査は、原則として既存の資料により行うこととすることを技術指針に明記すべきである。

(4) 対象事業

原則として全ての条例対象事業について計画段階配慮事項の検討を行うものとするべきである。

(5) 配慮書の市長への提出、公告及び縦覧

事業者は、計画段階配慮事項について検討を行った結果等を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成したときは、市長に対し、当該配慮書を提出するものとし、市長は、配慮書の提出があったときは、速やかに公表することを規定すべきである。

なお、配慮書を公表するときには、配慮書の内容をわかりやすく要約した書類も同時に公表すべきである。

(6) 配慮書に対する一般（住民等）からの意見

市長は、必要に応じて、配慮書について一般（住民等）から意見を求めることができることを規定すべきである。

(7) 配慮書に対する市長の意見

市長は、配慮書について、環境保全の見地からの意見を述べることを規定すべきである。市長が意見を述べるに当たっては、必要に応じて、専門家等からなる北九州市環境影響評価審査会の意見を聴くものとし、市長は意見書を作成したときは、その内容を公告するとともに、事業者に対して当該意見書を送付することを規定すべきである。

(8) 環境影響評価法（以下「法」という。）第二種事業に係る配慮書手続き

環境影響評価法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）では、法の第二種事業の配慮書手続きの実施については、任意とされている。しかし、第二種事業の規模要件は、いずれも条例対象事業より大きいことから、改正法に基づく配慮書手続きを実施しない事業について、条例で配慮書手続きを義務づけるべきである。

なお、改正法に基づく配慮書手続きを実施しない事業者に対して、環境影響評価条例により配慮書手続きを課すことは環境影響評価法に抵触しないとされている（平成 23 年 9 月 7 日付け環政評発第 110901001 号環境省総合環境政策局環境影響評価課長）。

2 方法書、準備書及び評価書に係る手続きの改正

(1) 配慮書で検討した事項等の方法書への反映

配慮書段階で検討した事項等を方法書に反映させるため、複数案に係る調査、予測及び評価の結果、配慮書に対する一般(住民等)からの意見及び市長意見、当該意見に対する事業者見解を方法書に記載させることが必要である。

(2) 方法書に係る要約書の作成を規定

方法書については、法や条例制定時の想定と比べ、図書紙数の分量が多く、内容も専門的となっている。方法書に対する理解を深め、方法書段階でのコミュニケーションを充実させる必要がある。このため、方法書の内容を要約した書類(要約書)の作成を規定すべきである。

なお、準備書に係る要約書の作成については、既に規定されている。

(3) 方法書に係る説明会の開催の新設

前述のとおり、方法書についての理解を深め、方法書段階でのコミュニケーションを充実させるため、方法書段階での説明会の実施を規定すべきである。

(4) 環境影響評価図書の電子縦覧の義務づけ

インターネットを利用した環境影響評価図書(方法書、準備書、評価書)の電子縦覧が改正法で義務づけられた。本市では、「環境影響評価図書の貸出、複写及びホームページによる公開に関する要綱(平成17年6月4日)」を策定し、既に実施しているところであるが、改めて条例で義務づけることが必要である。

(5) 公聴会の開催の新設

環境の保全の見地から意見を有する者の意見聴取をさらに活発化するため、都道府県・政令指定都市62団体のうち51団体で公聴会の開催手続きが設けられている(平成23年3月31日現在、環境省調査)。この実態を踏まえ、改正法においては、公聴会の開催を義務づけることは見送られたところである。

本市の現行条例では、公聴会の開催を規定していないことから、他都市の状況や改正法で見送られた経緯を勘案して、新たに規定すべきである。

公聴会の開催時期は、環境影響評価の結果が明らかになる準備書段階での実施が効果的である。

なお、公聴会の開催は、公述人からの申し出があり、市長が必要と認めた場合に限ることとし、法対象事業についても対象とすることを規定すべきである。

3 事後調査の手続きの改正

事業着手後の環境保全措置等の実施については、現行条例において、事後調査手続きとして、事後調査計画書及び事後調査報告書の作成及び市長への提出が規定されている。しかし、これらの図書については、一般（住民等）への公表が規定されていなかったことから、公表に係る手続きを規定すべきである。

4 その他

(1) 対象事業の追加

対象事業として、風力発電所を追加すべきである。

なお、現行条例で既に「発電所の設置又は変更の事業」が対象事業として規定されており、対象となる個々の発電所の種類については条例施行規則で定められていることから、条例施行規則を改正することとなる。

(2) 対象事業の規模要件

法及び条例の目的は、大規模な開発事業等の実施に伴う環境影響を低減させることであり、事業の規模によって適用が異なっている。条例対象事業の規模要件は、法対象事業と同一の場合、法第一種事業の2分の1、法対象事業に当たらない事業の場合、本市の地域特性や他都市の状況等を考慮して、独自に定めている。

条例の規模要件よりも小規模な事業については、公有水面埋立法等の個別の法律や北九州市環境配慮指針（平成18年9月策定）に基づき、環境の保全に係る検討が行われる仕組みが既に設けられている。小規模な事業は環境への負荷が相対的に低いこともあり、厳密な手続き上の義務付けを課すよりも、環境配慮を実質的に促すことが望ましいと考えられる場合が多いことにも留意すべきである。

おわりに

本書は、平成 24 年 8 月 24 日に北九州市長から北九州市環境審議会に諮問された北九州市環境影響評価条例の一部改正について、審議会での議論の結果をとりまとめたものである。

審議会では、平成 11 年に施行された法や条例の課題を整理し、さらに平成 23 年 4 月に改正された法の趣旨や条例施行後に浮かび上がった課題を踏まえて、今後の環境影響評価条例のあり方について議論を重ね、条例を改正することが適当であるとの結論に至った。

特に、改正法において新たに導入された配慮書手続きについては、事業の位置・規模や施設の配置・構造等の立案段階、いわゆる計画段階から環境の保全のために配慮すべき事項を検討するものである。配慮書手続きの実施によって、事業に伴う重大な環境影響の回避・低減が効果的に図られ、事業の実施時における環境対策の充実や効率化が期待できる。このため、条例においても同手続きを導入し、法と条例の一体的な運用を確保することが必要であると判断された。

一方、個々の事業については、その種類や特性、事業主体や事業内容、地域特性等により、配慮書段階における検討内容が異なることが想定されるため、制度に柔軟性を持たせることも求められる。

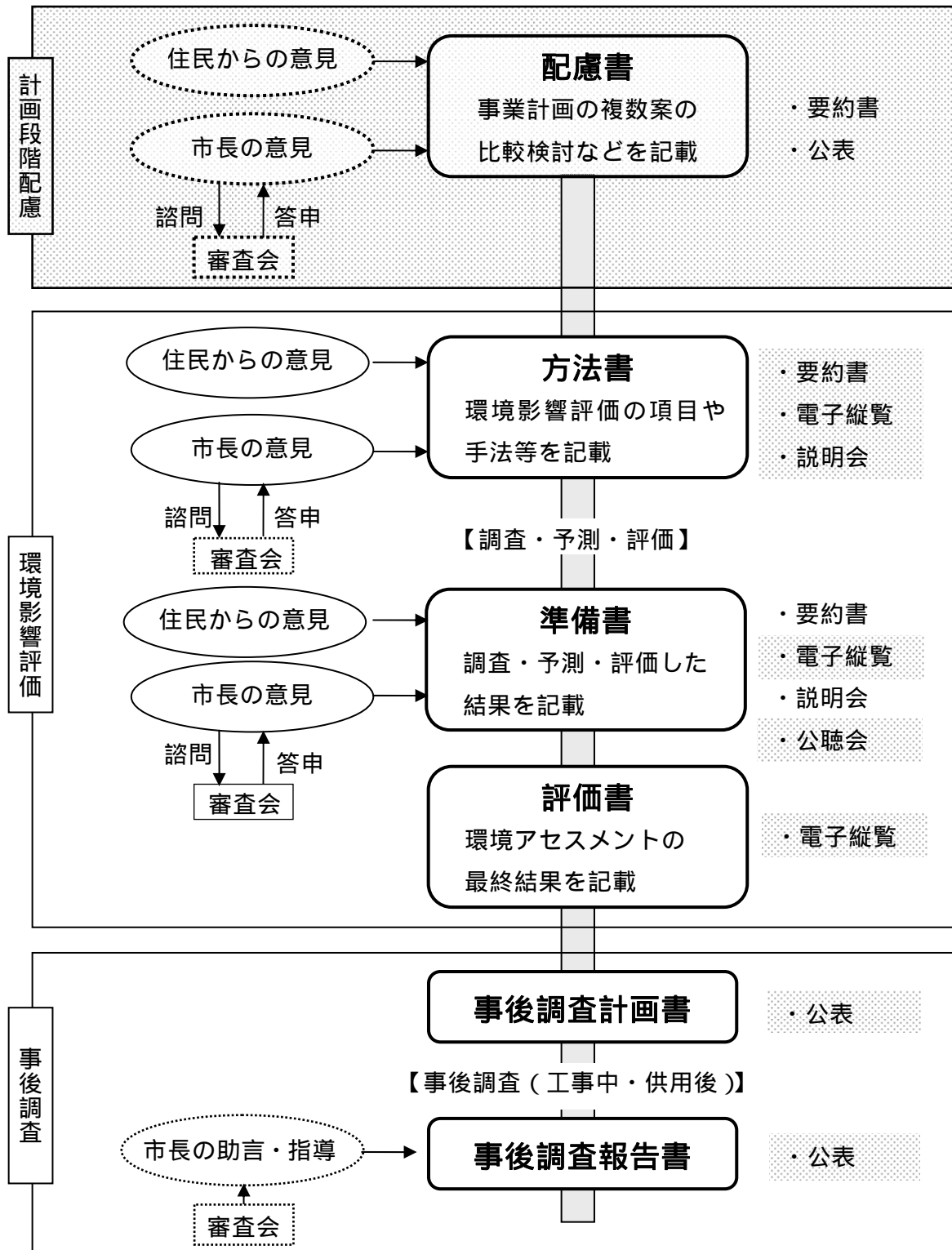
また、環境影響評価制度は、事業者が環境保全に関する検討を行い、地域住民や行政などの関係者の意見を踏まえ、事業に伴う環境への影響をできる限り軽減する制度である。このため、法や条例では、事業者が事業の各段階において様々な関係者と情報交流する手続きとして、方法書や準備書に対する市民や市長の意見提出、準備書作成時における説明会の開催等が規定されている。

情報交流をより一層活発にするためには、市民が積極的に環境影響評価手続きに関与することが重要である。このため、改正法ではインターネットを利用した環境影響評価図書（方法書、準備書、評価書）の電子縦覧、方法書の内容をわかりやすく周知するための要約書の作成、方法書段階における説明会の開催が義務づけられている。

条例においても、これらの手続きを導入するとともに、改正法で導入が見送られた公聴会の開催についても制度化し、環境影響評価制度における情報交流の活発化を図られたい。

(参考1) 環境影響評価条例に基づく手続きの流れ

(網掛け部分は現行制度からの変更点、点線は任意規定)



(参考2)北九州市における環境影響評価の実施状況(平成23年度末現在)

法・条例に基づく手続きが終了した案件・・・法対象：2件、条例対象：12件

年度	法/ 条例	事業名	事業の種類	事業者名
平成13	法	北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業	土地区画整理事業	北九州市
	条例	産業廃棄物処理施設の変更事業	工場又は事業場の建設事業 廃棄物処理施設の建設事業	光和精鉱(株)
平成14	条例	総合環境コンビナート複合中核施設建設事業	工場又は事業場の建設事業 廃棄物処理施設の建設事業	北九州エコエナジー(株)
平成15	条例	天然ガスコージェネ発電設備建設事業	工場又は事業場の建設事業	新日本製鐵(株) 八幡製鐵所
平成16	条例	(仮称)新・新門司工場建設事業	廃棄物処理施設の建設事業	北九州市
平成19	法	新門司南地区公有水面埋立事業	公有水面埋立	北九州市
	条例	西小倉駅前第一地区高層建築物建設事業	大規模建築物の建設事業	西小倉駅前第一地区市街地再開発組合
	条例	戸畑共同発電所第5号発電設備建設事業	事業用電気工作物であって発電用のものの設置事業	戸畑共同火力(株)
	条例	響灘地区製鋼工場建設事業	工場又は事業場の建設事業	寿工業(株)
平成20	条例	平尾台地区鉱物採取事業	土石又は鉱物の採取事業	住友大阪セメント(株)
	条例	合金鉄溶解炉設備建設事業	工場又は事業場の建設事業	新日本製鐵(株) 八幡製鐵所
	条例	加熱炉・熱処理炉増設事業	工場又は事業場の建設事業	日本鑄鍛鋼(株)
平成22	条例	北九州市都市計画道路6号線整備事業	道路の新設及び改築事業	北九州市
平成23	条例	コークス炉増設事業	工場又は事業場の建設事業	日本コークス工業(株) 北九州事業所

「年度」は環境影響評価書に係る公告・縦覧した年度。

事業の中止に伴い手続きを廃止した案件・・・条例対象：1件

年度	法/ 条例	事業名	事業の種類	事業者名
平成16	条例	シエールタワー小倉建設事業	大規模建築物の建設事業	(株)シエールコーポレーション

「年度」は対象事業廃止届が提出された年度

(参考3) 第10期北九州市環境審議会委員名簿(平成24年9月現在)

所属等	氏名
福岡大学法学部：教授	浅野 直人
元北九州ミズ21委員会・第8期委員	泉 優佳理
九州大学大学院理学研究院生物化学部門：教授	巖佐 庸
九州女子大学家政学部：教授	岡 俊江
北九州市保育士会：会長、北九州市保育所連盟：副会長	北野 久美
北九州市議会議員、環境建設委員会：委員	後藤 雅秀
(社)北九州中小企業団体連合会：会長	自見 榮祐
北九州商工会議所産業振興部：部長	白石 佳則
北九州市女性団体連絡会議：理事	土井 智子
九州工業大学工学部：名誉教授	西 道弘
(財)アジア女性交流・研究フォーラム：専務理事	西本 祥子
福岡大学大学院工学研究科：教授	樋口 壯太郎
連合福岡北九州地域協議会：議長代理	福島 昭一
(社)北九州市衛生総連合会：会長	福丸 清生
北九州市議会議員、環境建設委員会：副委員長	本田 忠弘
科学ライター	松永 和紀
北九州市議会議員、環境建設委員会：委員長	三宅 まゆみ
環の学び工房：代表	諸藤 見代子
北九州市議会議員、環境建設委員会：委員	八記 博春
北九州市立大学国際環境工学部：教授	吉塚 和治

計20名

五十音順、敬称略